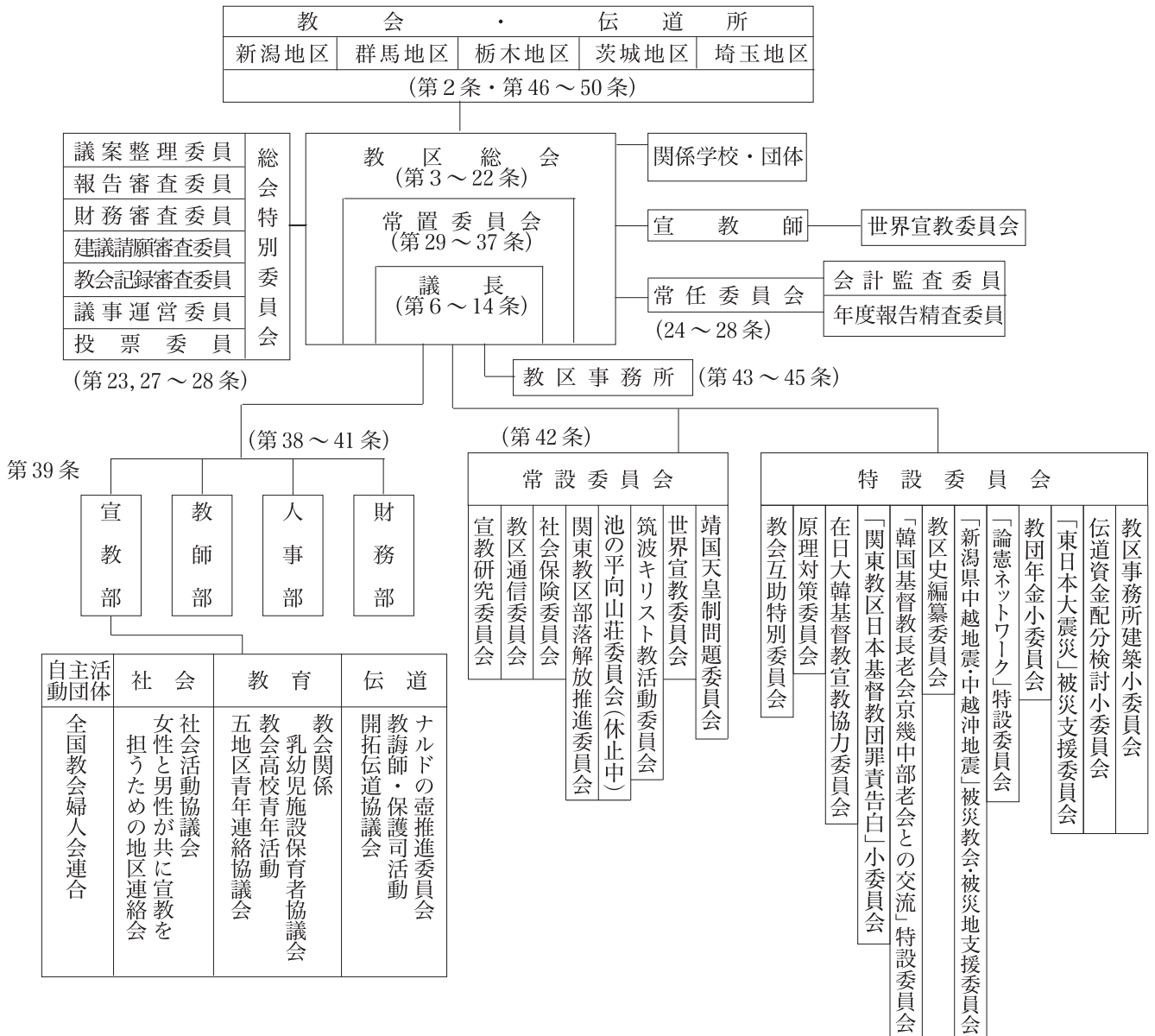


関東教区機構図



教区規則と機構図との関係

教区	第1条、第2条	教会互助特別委員会	9名
教区総会	第3条～第23条	副議長、宣教部、教師部、財務部各委員長	
常任委員会	第24条～第28条	各地区長5名、陪席書記	主事
(1) 会計監査委員	3名	宣教研究委員会	3名
(2) 年度報告精査委員	7名	教区通信委員会	5名
常置委員	1名、各地区長5名	池の平向山荘委員会	6名
議長、副議長、書記、常置委員、教職	5名、信徒5名	議長、新潟地区長	他3名
陪席者	宣教部、教師部、財務部、各地区長5名、主事	教区社会保険委員会	3名
部	第38条～第41条	筑波キリスト教活動委員会	
宣教部	第38条、第39条①の(1) 教師4名、信徒3名	教区事務所	第43条～第45条
教師部	第38条、第39条①の(2) 教師5名	主事、職員	
人事部	第38条、第39条①の(3) 議長、副議長、書記、教師2名	世界宣教委員会	
財務部	第38条、第39条①の(4)、第51条～第60条	議長、副議長、書記、宣教師、他2名	
常設委員会	第42条	教団関係学校・関係団体	